

1	
2	第1 形式的正当化
3	
4	1 憲法21条は表現の自由を保障しているところ、表現行為は受け手がいてはじめて効果を生じるものであ
5	り、各人が自由に情報に接する機会をもつことは、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確
6	保という基本的原理を実効的なものとするために必要であるから、いわゆる「知る権利」は、同条の趣旨、目的
7	から、いわばその派生原理として当然に導かれる。本件では有害差別図書の指定により、かかる知る権利が制約
8	を受けるから、その合憲性が問題となる。
9	
10	2(1) ところで、表現の自由の制約にあつては、その根拠法令の文言が過度に広汎、不明確ゆえに当該規制が本
11	来憲法上許容されるべき表現にまで及ぼされて表現の自由が不当に制限されるという結果を招くことがないよう
12	に配慮される必要がある。
13	
14	(2) 本件個別指定は、「相当程度侮辱し又は誹謗中傷する」という文言を用いており、このような文言は曖昧で
15	あるとも考えられる。しかし、青少年保護目的という重要な法益に照らせば、明確性の要求は通常の表現の自由
16	の制約に比して多少緩められる。そして、いかなる表現が侮辱や誹謗中傷にあたるかは一般国民において判断可
17	能であること、侮辱・誹謗中傷の程度は定量的に測れるものではなく、「相当程度」やこれに類する文言を用いる
18	よりほか立法のしようがないことに鑑みれば、かかる規定が直ちに違憲になるほどの曖昧さを有していると評価
19	することはできない。
20	
21	(3) よって、新法の文言が過度に広汎、不明確だとはいえない。
22	
23	3 以上より、新法の定めは文面上合憲である。
24	
25	第2 実質的正当化
26	
27	1 知る権利といえども絶対無制約のものではなく、「公共の福祉」(憲法13条後段)のもと制約を受ける。そこ
28	で、いかなる基準のもとで制約の違憲性が判断されるか、その判断枠組みが問題となる。
29	
30	(1) 民主主義が自由な意見交換をその根幹とすることから、政治的表現を内容とする場合はもとより、その他の
31	内容であっても、表現の自由および知る権利は極めて重要な権利だといえる。そして、有害差別図書の指定及び
32	その販売の禁止は、表現の内容に注目した規制であつて、かつ、当該指定図書の自由市場への流通を一定程度制

1	限する点において、事前抑制たる側面を有する。そのため、原則として規制が必要不可欠で、かつ、規制手段が
2	必要最小限でなければ、かかる権利の規制は違憲になるといえる。
3	(2) しかし、青少年は、成年とは異なり判断能力が未熟であり、情報の選別能力を十分に有していない。そのた
4	め、受ける知識や情報の影響を受ける程度が大きく、成年と同等の知る自由を保障される前提を欠いている。そ
5	のため、このような青少年を保護する目的のもと公権力が関与することは、いわゆるパターナリスティックな制
6	約として一定程度緩やかに許容されてしかるべきである。したがって、このような規制の違憲審査にあたって
7	は、青少年保護という重要な目的のもと、規制手段が目的達成のための実質的関連性を有していれば許容される
8	と考えられる。
9	(3) さらに、成年との関係においても、成年に対してなされる規制が青少年保護によって生じる付随的制約にす
10	ぎない場合には、その違憲性判断は成年の知る権利を狙い撃ちにした規制がなされる場合に比して、緩やかにな
11	されるべきである。したがって、このような規制の違憲審査にあたって、青少年保護という重要な目的のも
12	と、規制手段が目的達成のための実質的関連性を有していれば許容されることが考えられる。
13	3(1) まず、新法制定により、青少年は包括指定を受けた図書Aを購入できなくなった。かかる包括指定及び販
14	売禁止は合憲か。
15	新法の目的は有害差別図書によって青少年の健全な育成が阻害されることの防止にあり、かかる目的は重要だと
16	いえる。
17	上記目的達成のための手段である包括指定は、ヘイトスピーチのうち典型的かつ悪質な表現について、所管大
18	臣が青少年保護育成審査会の意見を聞くことなく、有害差別図書として指定できるものである。たしかに、かか
19	る指定方法は、個別的に図書を審査することなく、概括的に有害差別図書として規制の網をかぶせるものであ
20	り、極めて強度の規制だと主張も考えられる。しかし、青少年が有害差別図書を入手してその健全な育成が阻
21	害される危険は、まさに現在生じている。特に過激な表現を伴い青少年へ与える影響が大きく、規制の必要性が
22	高い包括指定の対象になるような図書が、個別指定を待つ間に青少年に流通してしまうと新法の目的を十分に達
23	成できなくなる。そのため、包括指定による必要性が極めて高い。また、包括指定を受けた図書について当該図

1	
2	書の著者又は出版社から指定取消の申出があった場合、所管大臣が青少年保護育成審査会の意見を聞き、個別指
3	定の対象に該当しないと判断された際には包括指定は取り消されることとなっており、包括指定がなされた際の
4	救済手段も用意されている。したがって、目的と手段との間に実質的関連性が認められる。
5	よって、図書Aの包括指定及び販売禁止は合憲である。
6	(2) 次に、新法制定により、成年者は個別指定を受けた図書Bを年齢確認無くして購入できなくなった。かかる
7	個別指定及び販売方法の制約は合憲か。
8	先述のように、新法の目的は青少年保護にあり、かかる目的は重要である。
9	上記目的達成のための手段である個別指定は、①人種や民族に係る特定の属性を有する個人又は集団を、合理
10	的な理由なく、社会から排除することをあおる図書、②その個人又は集団に危害を加えるとのメッセージを伝え
11	る図書、③その個人又は集団を相当程度侮辱し又は誹謗中傷する図書について、有識者15名からなる青少年保
12	護育成審査会の意見を聞いて所管大臣が有害差別図書として指定を行うものである。このような手段は、諮問機
13	関を通じて慎重な審査がなされる点で、処分の妥当性が一定程度担保されているといえる。そして、成年者は個
14	別指定により身分証提示を用いて年齢確認をしなければ有害差別図書を購入できなくなるが、購入自体はオンラ
15	イン販売であると対面販売であると問わず可能であって、制約の程度は必ずしも強度とはいえない。また、現に
16	新法制定による買い控えが生じているため、制約が強度にすぎるという主張が考えられなくはないものの、購入
17	自体可能であることは先述のとおりであり、やはり制約の程度が過度に強度なものだとはいえない。したがっ
18	て、目的と手段との間に実質的関連性が認められる。
19	よって、図書Bの個別指定及び販売方法の制約は合憲である。
20	2 以上より、本問(1)(2)いずれについても、新法は憲法21条1項の保障する知る権利を侵害するものでな
21	く、合憲である。
22	
23	